

函館市市民協働モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市市民協働モデル事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市民の目線や感覚での市民生活に関わる地域課題への対応や、よりきめ細かい市民サービスの提供などについて、市民団体等（以下「団体」という。）の新しい発想や専門性などを活かした事業の提案を募集し、市民が主体となって行政と協働で事業に取り組み、今後の実践につなげていくことを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となるモデル事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の6つの視点に配慮されたものとする。

- (1) 公益的な事業であり、団体と市が協働して取り組むことによって、課題の解決等が図られる事業
- (2) 市民生活の満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- (3) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、団体が実施することが可能である事業
- (4) 団体と市が協働で実施することにより相乗効果が高まる事業
- (5) 先進性、先駆性等の工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである事業
- (6) 予算の見積もり等が適正である事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は対象外とする。

- (1) 国、地方公共団体およびそれらの外郭団体から助成を受けている事業
- (2) 事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
- (3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
- (4) 施設の建設または施設の維持管理を主たる目的とする事業
- (5) 法令等に違反する事業
- (6) 政治活動または宗教活動を行うことを目的とする事業
- (7) 講演会、研修会およびイベント等の開催を主たる目的とする事業
- (8) その市長が適当でないと認められる事業

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、以下の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 市内に事務所等を有する団体であること。
- (2) 1年以上継続して活動していること。
- (3) 5人以上の構成員で組織している団体であること。
- (4) 組織の運営に関する定款、規約等を定めていること。
- (5) 予算、決算等の事務が適正に行われていること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体は対象外とする。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2に掲げる公益法人等および同法別表第3に掲げる協同組合等
- (2) 営利を目的としている団体
- (3) 政治活動または宗教活動を行うことを目的とする団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体
- (5) その他市長が適当でないと認められる団体

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条に規定する補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象経費から除外するものとする。

- (1) 団体の運営経費
- (2) 食糧費に相当する経費
- (3) その他補助することが適当でないと認められる経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、事業1件につき、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。

2 補助金は、当該補助対象事業が他の補助金の交付を受けている場合にあっては、その額を補助対象経費から除いた額を基に算定する。

(補助対象事業の提案)

第7条 補助対象事業の提案を行おうとする団体は、別に定める期間内に、函館市市民協働モデル事業提案書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要書(様式第2号)
- (2) 市民協働モデル事業の実施による効果等調書(様式第3号)
- (3) 市民協働モデル事業の収支予算書(様式第4号)
- (4) 市民協働モデル事業の収支予算の内訳(様式第4号別表)
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助対象事業の審査および採択する事業の決定)

第8条 市長は、前条の規定により提案されたときは、その提案について担当する市の部署(以下「担当部署」という。)を指名し、担当部署は、審査を行う前の所定の期間内に、提案された事業にかかる団体へのヒアリングを行ったうえで意見書を作成し、別に定める函館市市民協働モデル事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)に提出するものとする。

2 市長は、前条の規定により提案されたときは、当該提案に関し、当該提案に係る団体による発表会を公開で開催し、審査委員会に諮りその意見を参考に採択する事業(以下「実施事業」という。)を決定し、およびその結果を提案団体に通知するとともに、審査の結果等を公表するものとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 補助金の交付を申請するときは、別に定める期間内に、函館市市民協働モデル事業補助金交付申請書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 市民協働モデル事業の実施計画書(様式第6号)
- (2) 市民協働モデル事業の資金収支計画書(様式第7号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付については、規則第13条第1項ただし書の規定による概算払とす

る。

(実施期間)

第11条 事業を実施する期間は、単年度を原則とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、事業を開始する年度を含めて3箇年度まで継続することができる。

(実績報告)

第12条 補助金の交付を受けた団体は、その事業が終了したときは、速やかに函館市市民協働モデル事業実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。なお、余剰金が発生した場合は、返還しなければならない。

- (1) 市民協働モデル事業の実績書（様式第9号）
- (2) 市民協働モデル事業の実施による効果等調書（様式第3号）
- (3) 市民協働モデル事業の収支決算書（様式第10号）
- (4) 市民協働モデル事業の収支決算の内訳（様式第10号別表）
- (5) 市民協働モデル事業に要した費用の領収書の写し
- (6) 市民協働モデル事業の実施に係る日程、参加者名簿、記録写真等活動実績を明らかにする資料
- (7) その他市長が必要と認める書類

(事業報告会の開催)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に関し当該報告に係る団体による発表会を公開で開催するものとする。

(事業の評価)

第14条 団体と市は、事業終了後に函館市市民協働モデル事業評価リスト（様式第11号）による評価を行い、その結果を共有するものとする。

2 団体は、当該事業に関し、利用者等へのアンケート調査等を実施し、およびその結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月27日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、令和4年3月31日以前に開始した補助対象事業であって、市長が特に必要と認めるものについては、この要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月2日から施行する。ただし、改正後の第6条第1項、第13条および第14条第2項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条第1項、第13条および第14条第2項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行前に補助金の交付を受けた団体については、適用しない。

(準備行為)

3 補助対象事業の提案の募集その他の準備行為は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和3年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(様式第1号)

令和 年度 函館市市民協働モデル事業提案書

令和 年 月 日

函館市長

様

住 所

団体名および

代表者名

函館市市民協働モデル事業について、次のとおり関係書類を添えて提案します。

事業の名称	
総事業費	円 (うち自己資金 円)
事業の目的	
事業の内容(対象者, 実施方法等)	
事業のスケジュール	
事業の実施体制	
協働の役割分担	(提案団体の役割)
	(市に要望する役割)
事業の展望および今後の活動展開	

※ 記載欄が足りない場合には、適宜、別紙または複数枚に記入すること。

(様式第2号)

団 体 概 要 書

令和 年 月 日

団 体 名		
所 在 地		
代 表 者 名		
連 絡 先	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	
	電 話	E-mail
設 立 年 月 日		
設 立 目 的		
活 動 内 容		
構 成 員 数		

※ 次の書類を必ず添付してください。

- ① 定款・寄付行為・規約等
- ② 提案年度の事業計画書と収支予算書および前年度の事業報告書と収支決算書
- ③ 役員,会員名簿

(様式第3号)

市民協働モデル事業実施による効果等調書

事業の公益性・課題の改善	
事業の効果・成果	
事業の具体性・実現性	
協働の役割分担の明確化・相乗効果	
先進性・アイデア性	
費用の妥当性・経費節減	

(様式第4号)

市民協働モデル事業の収支予算書

【収入の部】

(単位:千円)

項 目	本年度予算額		前年度予算額		増 減		内 訳
		うち補助 対象経費		うち補助 対象経費		うち補助 対象経費	
合計(A)							

【支出の部】

(単位:千円)

項 目	本年度予算額		前年度予算額		増 減		内 訳
		うち補助 対象経費		うち補助 対象経費		うち補助 対象経費	
							別表に記載
合計(B)							

- (注) 1 収入の内訳には、金額の算出基礎その他必要な事項を記載すること。
2 支出の内訳は、様式第4号別表に金額の算出基礎その他必要な事項を記載すること。

(様式第4号別表)

市民協働モデル事業の収支予算の内訳

(単位:円)

項 目	予 算 額	内 訳	補助対象経費	項目小計
合 計				

(様式第5号)

令和 年度 函館市市民協働モデル事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

函館市長 様

補助事業者等 住 所
団体名および
代表者名

補助事業等の名称

上記の補助事業等に関し、補助金等の交付を受けたいので、函館市市民協働モデル事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的およびその概要

2 事業の着手および完了の予定期日

着 手 令和 年 月 日

完 了 令和 年 月 日

3 補助事業等に要する経費 金 円

4 補助金等交付申請額 金 円

市民協働モデル事業の実施計画書

事業の名称	
団体名	
総事業費	円 (うち自己資金 円)
事業の目的	
事業の内容(対象者, 実施方法等)	
事業のスケジュール	
事業の実施体制	
協働の役割分担	(提案団体の役割)
	(市に要望する役割)
事業の展望および今後の活動展開	

※ 記載欄が足りない場合には, 適宜, 別紙または複数枚に記入すること。

(様式第8号)

令和 年度 函館市市民協働モデル事業実績報告書

令和 年 月 日

函 館 市 長 様

補助事業者等 住 所
団体名および
代表者名

補助事業等の名称

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金等の交付決定を受けた上記の補助事業等は、
令和 年 月 日完了したので、関係書類を添えて報告します。

補助金等交付決定通知額 金 円

補助金等領収済額 金 円

補助金等領収未済額 金 円

市民協働モデル事業の実績書

事業の名称	
団体名	
総事業費	円 (うち自己資金 円)
事業の内容(対象者, 実施方法等)	

市民協働モデル事業の収支決算書

【収入の部】

(単位:円)

項 目	本年度予算額		本年度決算額		増 減		内 訳
		うち補助 対象経費		うち補助 対象経費		うち補助 対象経費	
合計(A)							

【支出の部】

(単位:円)

項 目	本年度予算額		本年度決算額		増 減		内 訳
		うち補助 対象経費		うち補助 対象経費		うち補助 対象経費	
							別表に記載
合計(B)							

※ 収支差額(A) - (B) _____ 円

- (注) 1 収入の内訳には、金額の算出基礎その他必要な事項を記載すること。
2 支出の内訳は、様式第10号別表に金額の算出基礎その他必要な事項を記載すること。

(様式第10号別表)

市民協働モデル事業の収支決算の内訳

(単位:円)

項 目	決 算 額	内 訳	補助対象経費	項目小計
合 計				

函館市市民協働モデル事業評価リスト

事業名			
団体名		担当部署	

項目	主な内容	A:優れている B:良好である C:課題あり D:改善			
		評価	団体の個別コメント	評価	市の個別コメント
事業の公益性・課題の改善	公益的な事業で、広く市民の利益に貢献ができたか。 また、公益的な課題の改善がされたか。				
事業の効果・成果	市民生活の満足度が高まり、具体的な効果・成果があったか。				
事業の具体性・実現性	事業内容、実現方法が具体的で、団体の運営基盤や人員体制が整っており、実現可能な取り組みであったか。				
協働の役割分担の明確化・相乗効果	団体と市の役割分担が明確で適切なものであったか。また、団体と市が相互の特性を活かした取り組みであり相乗効果があったか。				
先進性・アイデア性	事業目的の設定や実施方法などに新たな発想や創意工夫があり、有用な取り組みとして、効果があったか。				
費用の妥当性・経費節減	事業内容に照らし、適正な価格であり経費節減の工夫などがあったか。				

総

評

団体のコメント

市のコメント